

別記1（第6条関係）

入札の心得

（趣旨）

第1条 この心得は、市が発注する建設工事、測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償業務（以下「工事等」という。）の競争入札に参加する者が守らなければならない事項について定めたものであり、入札参加者はこの心得を承知の上、入札に参加するものとする。

（用語の定義）

第2条 この心得において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- （1）入札参加者 長門市建設工事等入札参加資格者名簿に登載された者であり、条件付一般競争入札に参加しようとする者又は指名競争入札の指名を受けた者をいう。ただし、共同企業体の場合は、共同企業体協定書における代表者をいう。
- （2）入札公告等 入札公告又は指名通知をいう。
- （3）設計図書 現場説明書、入札条件及び指示事項、施工条件書、仕様書、設計書、図面、その他工事又は業務委託に必要なものをいう。
- （4）入札書等 入札書及び工事費内訳書をいう。
- （5）落札者等 落札者又は落札候補者をいう。
- （6）期間 入札公告等に定められた期間をいう。
- （7）施行令 地方自治法施行令をいう。
- （8）事前審査 入札に先立ち入札参加資格の審査を行うものをいう。
- （9）事後審査 入札後に入札参加資格の審査を行うものをいう。

（関係法令の遵守）

第3条 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、建設業法（昭和24年法律第100号）、長門市財務規則（平成17年規則第57号）、長門市工事執行規則（平成17年規則第130号）、その他関係法令及びこの心得を遵守するものとする。

2 長門市条件付一般競争入札事務処理要領（平成20年要領第29号）、長門市電子入札実施要領（令和5年要領第13号）においては、前項に加えて同要領を遵守するものとする。

（設計図書の入手）

第4条 入札参加者は、入札公告等及び設計図書を熟覧の上、適正な積算を行い、入札するものとする。

2 条件付一般競争入札における入札参加者は、入札公告を入札情報公開システム又は市の掲示場所で閲覧し、期間内に入札情報公開システムから設計図書をダウンロードし入手するものとする。

3 指名競争入札における指名通知を受けた者は、期間内に入札情報公開システムから設計図書をダウンロードし入手するものとする。

4 前各項の方法により設計図書を入手することが困難な場合は、事前に監理管財課に申し出た上で、指定された日時及び方法により設計図書を入手することができる。

（入札保証金）

第5条 入札参加者は、入札執行前に、見積入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付し、又は入札保証金に代わる担保を提供しなければならない。ただし、入札保証金の納付を免除された場合は、この限りでない。

(公正な入札の確保)

第6条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54条）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(設計図書に関する質問)

第7条 入札参加者は、設計図書について質問があるときは、工事内容質問書（別記様式第4号）を、期間内に、監理管財課に持参、電子メール又はファクシミリにより提出するものとする。電子メール又はファクシミリを使用したときは、送信した旨を電話により連絡すること。

- 2 前項の質問に対する回答は、指定された期間内において工事内容質問回答表（別記様式第5号）により、入札情報公開システム又は市ホームページに掲載するものとする。

(入札の辞退)

第8条 入札参加を希望しない者は、入札執行の完了に至るまでは、入札を辞退することができる。

- 2 入札を辞退する者は、期間内に電子入札システム又は書面により入札辞退届を提出するものとする。
- 3 書面により入札を辞退する者は、入札辞退届（別記様式第2号）を監理管財課に持参、電子メール又はファクシミリにより提出するものとする。電子メール又はファクシミリを使用したときは、送信した旨を電話により連絡すること。
- 4 期間内において、入札書又は入札辞退届の提出がない場合は、当該入札を欠席したものと見なす。なお、入札辞退届を提出せずに入札を欠席した者は、入札参加資格の制限又は指名停止措置を受けることがある。
- 5 入札参加者が入札書等を提出した後は、入札辞退届の提出は受け付けない。
- 6 入札参加者は、入札辞退届を提出した後は、これを撤回することはできない。
- 7 開札後における入札の辞退及び口頭による入札の辞退は、認めないものとする。ただし、特別な事情がある場合に限り、監理管財課へ入札を辞退する旨を申し出ることができる。
- 8 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはないものとする。

(条件付一般競争入札への参加申請等)

第9条 条件付一般競争入札の参加者のうち、事前審査の対象案件に参加しようとする者又は事後審査の対象案件の落札候補者は、電子入札システムにより入札参加資格確認申請書（別記様式第1-1号）及び必要な資料を提出するものとする。

- 2 添付する電子ファイルの容量が添付可能な範囲を超えるとときは、電子入札システムに確認資料等紙提出届（別記様式第1号）を添付して送信した後、競争参加資格確認申請書受信確認通知及び入札参加に必要な資料を持参又は郵送により提出することができる。
- 3 落札候補者が、期間内に入札参加資格確認申請書を提出しないとき、又は入札執行者が入札参加資格確認のために行う指示に従わないときは、入札参加資格のない者が行った入札とみなし、その入札を無効とする。
- 4 提出された入札参加資格確認申請書の訂正、差し替え及び配置技術者の変更は、認めないものとする。

(総合評価競争入札への参加申請等)

第10条 総合評価競争入札の参加者のうち、事前審査の対象案件に参加しようとする者又は事後審査の対象案件の落札候補者は、電子入札システムにより技術提案資料を提出するものとする。

- 2 添付する電子ファイルの容量が添付可能な範囲を超えるときは、電子入札システムに確認資料等紙提出届(別記様式第1号)を添付して送信した後、技術資料受信確認通知及び技術提案資料を持参又は郵送により提出することができる。
- 3 入札参加者が、期間内に技術提案資料を提出しないとき、又は入札執行者が技術提案資料確認のために行う指示に従わないときは、入札参加資格のない者が行った入札とみなし、その入札を無効とする。
- 4 提出された技術提案資料の訂正、差し替えは、認めないものとする。

(入札執行)

第11条 入札を行う回数は、初回の入札及び再度入札を合わせて、原則3回までとする。ただし、予定価格を事前公表しているものは、1回のみとする。

- 2 入札執行者は、入札公告等に定められた入札開始時刻になったときは、直ちに入札執行の開始を宣言するものとする。ただし、公平かつ公正な入札執行の観点から特に必要があると認められるときは、開始の宣言を適宜遅らせることができる。
- 3 入札執行の開始宣言から入札執行の終了宣言までの間は、入札参加者及び立会人の執務室等への入退室を認めないものとする。
- 4 入札参加者は、入札執行に関し、入札執行者の指示に従うものとする。

(入札書等の提出)

第12条 入札参加者は、電子入札システムを利用して、期間内に入札書等を提出するものとする。ただし、市長から紙入札参加承認を得たときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する場合の入札書等の提出方法は、「電子入札における紙入札の手引き」に定めるとおりとする。
- 3 紙により入札に参加する者は、入札書等を期間内に監理管財課まで持参し提出するものとする。なお、押印はあらかじめ使用印として本市に届出されたものでなければならない。
- 4 入札参加者は、その提出した入札書等の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- 5 入札公告等に定められた期間内に、入札書等を提出しない者は、当該入札を欠席したものとみなす。

(代理人による入札)

第13条 代理人による入札は、原則認めないものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

(無効とする入札)

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 受任資格の無い代理人のした入札
- (3) 郵便による入札及び電信による入札
- (4) 入札保証金を必要とする入札で、所定の日時までに入札保証金を納めない者又は不足する者のした入札
- (5) 電子証明書を取得していない者のした入札(入札者本人又は代理人の記名押印のない入札)
- (6) 入札書記載の価格、氏名その他の事項を確認できない入札

- (7) 入札書記載の価格を加除訂正した入札
- (8) 同一人が同一事項の入札において2通以上した入札
- (9) 同一人が2人以上の入札者の代理人としてした入札
- (10) 談合その他の虚偽又は不正行為があったと認められる入札
- (11) 予定価格を事前公表した場合で、予定価格を上回る価格での入札
- (12) 工事費内訳書の提出が義務付けられている入札で次のいずれかに該当するとき
 - ア 工事費内訳書を提出しない入札
 - イ 工事費内訳書の商号又は名称並びに住所及び工事名が確認できない入札
 - ウ 工事費内訳書に記名のない入札
 - エ 工事費内訳書の工事価格と入札金額が同一でない入札
 - オ 工事費内訳書にその他明らかな不備がある入札
 - カ 工事費内訳書において積上げた金額を、値引き、値上げ等により調整した入札
 - キ 工事費内訳書の様式及び記載項目が、市長が指定した内容と異なる入札
 - ク 工事費内訳書の記載について、誤字、脱字、鉛筆書き等により意思表示が不明瞭な入札
- (13) 低入札価格調査対象者が、提出期限までに資料等を提出しない場合、又は調査に応じない場合
- (14) その他指定した入札条件と合致しない入札
- (15) 入札書等の記載について、誤字、脱字、鉛筆書き等により意思表示が不明瞭なもの。ただし、誤字、脱字等が3文字以内の軽微なものであり、かつ、対象工事等の特定が明確であると入札執行者が判断した場合を除く。
- (16) 入札書の工事名又は業務名若しくは工事場所又は業務場所が入札公告等と一致しない、又は記載されていないもの
- (17) 虚偽の申請を行った者が入札したもの
- (18) 設計図書を入手せずに入札したもの
- (19) 1通の封筒に2枚以上の入札書を入れたもの
- (20) 施行令第167条の4又は施行令第167条の11のいずれかに該当するもの
- (21) 長門市電子入札実施要領第16条に定めるもの

(失格とする入札)

第15条 次の各号のいずれかに該当する入札者は、失格とする。

- (1) 予定価格を事前に公表した場合で、予定価格を上回る金額の入札をした者
- (2) 再度入札において、前回の最低価格以上の金額の入札をした者
- (3) 第6条の規定に反する行為をした者
- (4) 前条における無効とする入札を行った者

(入札の延期又は中止)

第16条 入札公告等をしたときから落札者の決定までの間において、入札参加者が談合し、又は不正不穩の行動をする等、入札を公正に執行することができないと認められるとき、予定価格の決定に係る積算に疑義が生じたとき、その他市長が必要と認めるときは入札の執行を延期し、若しくは中止し、又は取り消すことができるものとする。この場合において、入札参加者は、異議又は苦情を申し立てることはできないものとする。

- 2 指名競争入札において、入札執行宣言前に入札参加者が1者になった場合は、入札を中止するものとする。ただし、条件付一般競争入札においては、この限りでない。
- 3 再度の入札において、入札参加者が1者になった場合は、入札を中止するものとする。
- 4 前各項の規定により、入札参加者が損失を受けることがあっても、市は、その補償の責めを負わないものとする。

(開札の立会い)

第17条 開札を電子入札システムにより行う場合は、原則として入札参加者の立会いを認めないものとする。ただし、市長が立会人を設けて開札を行う必要があると認めるときは、この限りでない。

(再度入札)

第18条 開札において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。ただし、設計図書の再検討が必要となるときは、日時を定めて執行することができる。

2 前項の規定に関わらず、予定価格を事前に公表する場合は、再度入札は行わない。

3 入札を辞退した者、無効となる入札をした者又は失格となった者は、その後の再度入札には参加できないものとする。

4 再度入札においては、工事費内訳書を提出しないものとする。

(落札者の決定)

第19条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって入札をした者（無効な入札を行った者を除く。）を落札者とする。ただし、次条の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格で入札をした者以外の者を落札者とすることができるものとする。

(最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合)

第20条 予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格で入札をした者以外の者を落札者とする場合は、次のとおりとする。

(1) 最低制限価格を設定した場合は、予定価格の制限の範囲内の価格かつ、最低制限価格以上の価格により入札をした者のうち、最低の価格で入札をした者を落札者とする。なお、最低制限価格未満の価格で入札した者は不落札とする。

(2) 低入札価格調査の対象工事においては、あらかじめ調査基準価格を定め、調査基準価格未満の入札があった場合は、落札決定を保留し、低入札価格調査を行い落札者を決定する。なお、判断基準額を下回る入札は、当該契約の内容に適合した履行がされないものとみなし、不落札とする。

(3) 入札参加資格を事後審査する対象案件において、落札候補者が入札参加資格を有していることを確認したときは、落札者として決定する。

落札候補者が入札参加資格を有していないときは、当該落札候補者の入札を無効とし、その旨を通知し、次順位の落札候補者となるべき者に資料の提出を求め、落札者を決定するまで同様の手順により審査を行うものとする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第21条 落札者となるべき同額の入札をした者又は総合評価競争入札において落札者となるべき最も高い評価を得て入札をした者が2人以上ある場合は、電子くじにより落札者又は落札候補者を決定する。

2 紙入札による入札参加者が、くじ番号を記入しなかった場合又はくじ番号の判別ができない場合は、3桁とも零として扱うものとする。

(落札者の取消し)

第22条 落札者が次の各号のいずれかに該当する場合は、落札を取り消すものとする。

(1) 落札者が契約の締結を辞退したとき、又は指定した期限内に契約を締結しないとき。

(2) 入札に際し不穏不正があったと認められるとき。

(3) 法令及び規則に違反する事項が生じたとき。

(通知)

第23条 入札参加者への通知については、電子入札システム、電子メール又はファクシミリにより行うものとする。

(入札結果の公表)

第24条 入札執行者は、開札後において、落札者又は落札候補者を決定したときは、速やかに入札情報公開システム又は市ホームページに公表するものとする。

(異議の申立て)

第25条 入札参加者は、その入札後においては、この心得又は当該競争入札に係る工事の設計図書若しくは現場等についての不明を理由とした異議を申し立てることはできない。

(補則)

第26条 入札公告等又は設計図書において、別に定めがある場合はこの限りでない。

附 則

この心得は、令和5年8月1日以降入札執行するものから適用する。